

**決算書作成で注意したい**

# チェックポイント!

**✓ チェックして申告  
当日に持参しよう! 事業所得編**



チェック	売上（収入）金額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未収入の売上（売掛）の計上漏れはありませんか？ →実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事（事業）消費を計上していますか？ →仕入れた商品・材料を家事（事業）で消費したときには売上金額（自家消費）に加算します。（通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い額）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか？ →所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ関連の給付金はございませんか？ →感染拡大防止協力金、月次支援金、雇用調整助成金、事業復活支援金などは雑収入となります。※消費税の課税対象とはなりません。</li> </ul>

チェック	仕入金額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未払いの仕入（買掛）の計上漏れはありませんか？ →売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年末の棚卸は行いましたか？ →年末に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。 数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。</li> </ul>

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事上の費用（所得税、住民税、健康保険料、罰科金など）を経費にしていませんか？ →必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税（税込経理の場合）は経費となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事関連費（水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等）が全額経費となっていますか？ →全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車などのローンの返済額が計上されていますか？ →元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減価償却の計算は正しくされていますか？ →10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専従者給与は適正ですか？ →専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。</li> </ul>

## 決算相談会実施中！ 令和5年1月20日(金)まで 土日祝日、年始（～1月3日）、12日午後を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
  - 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
  - 棚卸しの仕方
  - 確定申告当日の持ち物確認 など
- 確定申告期間中の記帳(入力)相談はお受けしておりません。
- 確定申告前の最後の相談期間です。

相談  
時間

午前：9時、10時、11時～  
午後：1時、2時、3時～

予約TEL

050-3719-5607

予約サイト

<https://midori-aoiro.revn.jp/>

